

# 兼用工作物管理協定書

海岸管理者千葉県知事川上紀一（以下「甲」という。）と稲毛海浜公園管理者千葉市長松井旭（以下「乙」という。）は、千葉港海岸保全施設の一部を稲毛海浜公園（以下「公園」という。）として使用することについて、次のとおり管理協定を締結する。

## （兼用区域）

第1条 この協定により、千葉港海岸保全施設が公園として相互に効用を兼ねる区域（以下「兼用区域」という。）は、下記のとおりとする。

| 所 在   | 地 番  | 地 目 | 地 積         |
|-------|------|-----|-------------|
| 千葉市高浜 | 54   | 堤   | 6,973.64 ㎡  |
| "     | 57   | "   | 8,243.91 ㎡  |
| "     | 60   | "   | 7,976.67 ㎡  |
| "     | 63   | "   | 8,764.57 ㎡  |
| "     | 65   | "   | 2,002.90 ㎡  |
| "     | 66   | "   | 2,566.82 ㎡  |
| 千葉市磯辺 | 32-2 | "   | 838.20 ㎡    |
| "     | 33   | "   | 1,977.95 ㎡  |
| "     | 25   | "   | 3,299.63 ㎡  |
| 計     |      |     | 42,644.29 ㎡ |

(利用方法)

第2条 乙が公園と兼用する海岸保全施設の利用は、別添図面のとおりとする。

(管理責任)

第3条 兼用区域の防潮堤及び前面護岸の表層部分についての管理は乙とし、その他の部分は甲が管理するものとする。

(維持修繕)

第4条 前条に定める乙の管理に属する部分の維持修繕は乙が行い、その他の部分の維持修繕は甲が行う。

2 乙は、公園と兼用したことが原因して兼用区域の海岸保全施設に損害を与えた場合は、原形復旧しなければならない。

(工事相互の協議)

第5条 兼用区域内において甲が工事を施行するときは、工事設計書、その他必要な書類を添えて乙に協議するものとする。

2 兼用区域内において乙が工事を施行するときは、工事設計書、その他必要な書類を添え甲に協議しなければならない。

(出願行為の取扱い)

第6条 兼用区域内における占用工作物設置、その他工事等は甲、乙双方が協議して処理する。

(協定の変更等)

第7条 この協定に定めのない事項または協定の変更もしくは疑義のあるときは、そのつど甲、乙協議して定める。

(附則)

第8条 この協定は、昭和55年4月1日より効力を生じ、公園の供用を廃止した日または海岸保全施設の公用を廃止した日において効力を失うものとする。

この協定の成立を証するため本書2通を作成し、甲、乙記名 印のうえ各自1通を保有する。

昭和55年 4 月 / 日

甲 海岸管理者

千葉県知事 川 上 紀



乙 稲毛海浜公園管理者

千葉県長 松 井

